

徳島県規則第二十号

会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則（令和二年徳島県規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表中「1級29号」を「1級13号」に、「1級41号」を「1級25号」に、「1級13号」を「1級1号」に、「1級25号」を「1級9号」に改め、同表の備考中「次」を「、次」に、「引」を「引」に改め、同備考第二号中「引」を「引」に改め、同備考第三号中「隣」を「、隣」に改め、同備考第四号中「隣」を「、隣」に改め、同備考第五号中「引」を「引」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。